平成２４年（再ロ）第１５号
大阪府枚方市南中振２丁目29番３号
再生債務者　相原　義之
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月７日から平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０１２８号
千葉県千葉市緑区おゆみ野６―20―２―Ｆ101
再生債務者　武者　　健
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年４月19日まで
平成24年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
神戸市垂水区塩屋町５丁目９番５号
再生債務者　戸髙　成晃
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年４月26日まで
平成24年４月５日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１１号
沖縄県糸満市字糸満1107番地
再生債務者　山入端刀己
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月２日まで
平成24年４月４日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再ロ）第４号
福岡県田川郡福智町神崎880番地３
再生債務者　橋口　隆宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月７日まで
平成24年４月５日　福岡地方裁判所田川支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１号
石川県羽咋郡志賀町西海風無リの13番地
再生債務者　小網　一男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月６日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（再ロ）第１００３４号
神奈川県横浜市磯子区杉田２―３―16
再生債務者　丸岡英一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第４号
大阪府岸和田市尾生町４丁目４番38号
再生債務者　坂口　　真
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月５日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第１０１３３号
千葉県我孫子市つくし野７―16―７
再生債務者　星野　　徹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成24年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 24 年３月 30 日　　経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣　枝野　幸男

第31条第１項の表中「32.60/1,000」を「41.60/1,000」に、「4.29/1,000」を「4.53/1,000」に、「65.20/1,000」を「83.20/1,000」に、「8.58/1,000」を「9.06/1,000」に改め、同条第２項の表中「32.60/1,000」を「41.60/1,000」に、「4.29/1,000」を「4.53/1,000」に、同条第３項中「「32.60/1,000」とあるのは、「0.52/1,000」」を「「41.60/1,000」とあるのは、「0.81/1,000」」に改める。

附　則
1　この変更は、平成24年４月１日から施行する。
2　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、平成24年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

日本弁護士連合会役員就任公告

日本弁護士連合会平成24年度副会長、理事及び監事が下記のとおり就任したので公告する。
平成 24 年４月１日　　日本弁護士連合会
記

副会長
斎藤　義房(東　京)　樋口　一夫(第一東京)
橋本　副孝(第二東京)　武井　共夫(横　浜)
佐藤　豊(長 野 県)　藪野　恒明(大　阪)
小川　恭子(京　都)　纐纈　和義(愛 知 県)
山下　哲夫(広　島)　市丸　信敏(福 岡 県)
森山　博(仙　台)　髙崎　暢(札　幌)
宇都宮　眞由美(愛　媛)

理　事
石原　修(東　京)　大澤　成美(東　京)
五島　丈裕(東　京)　髙田　弘明(東　京)
堂野　達之(東　京)　松江　康司(東　京)
山本光太郎(第一東京)　髙橋　一郎(第一東京)
林　勘市(第一東京)　髙　博一(第二東京)
新穂　均(第二東京)　小林　克信(第二東京)
小林　哲也(第二東京)　小島　周一(横　浜)
木村　保夫(横　浜)　田島　義久(埼　玉)
佐野　善房(千 葉 県)　齋藤　和紀(千 葉 県)
安江　祐(茨 城 県)　蓬田　勝美(栃 木 県)
石原　栄一(群　馬)　渥美　利之(静 岡 県)
清水　毅(山 梨 県)　林　一樹(長 野 県)
伊藤　秀夫(新 潟 県)　松葉　知幸(大　阪)
小原　正敏(大　阪)　尾川　雅清(大　阪)
吉川　哲朗(京　都)　小川　達雄(京　都)
林　晃史(兵 庫 県)　中本　勝(奈　良)
山﨑　靖子(奈　良)　荒川　葉子(滋　賀)
阪本　康文(和 歌 山)　中村　正典(愛 知 県)
花井　増實(愛 知 県)　村瀬　勝彦(三　重)
伊藤　公郎(岐 阜 県)　和田　晋一(福　井)
奥村　回(金　沢)　青島　明生(富 山 県)
小田　清和(広　島)　中光　弘治(山 口 県)
火矢　悦治(岡　山)　松本美惠子(鳥 取 県)
水野　彰子(島 根 県)　古賀　和孝(福 岡 県)
秋月　愼一(福 岡 県)　安永　宏(佐 賀 県)
戸田　久嗣(長 崎 県)　鈴木　宗嚴(大 分 県)
坂本　秀徳(熊 本 県)　新納　幸辰(鹿児島県)
松田　幸子(宮 崎 県)　加藤　裕(沖　縄)
髙橋　春男(仙　台)　本田　哲夫(福 島 県)
村山　永(山 形 県)　渡辺　正和(岩　手)
近江　直人(秋　田)　葛西　聡(青 森 県)
山﨑　博(札　幌)　長田　正寛(札　幌)
室田　則之(函　館)　辻本　純成(旭　川)
中島　和典(釧　路)　白井　一郎(香 川 県)
竹原　大輔(徳　島)　岩﨑　淳司(高　知)
田所　邦彦(愛　媛)

監　事
野々山哲郎(東　京)　松田　隆次(第二東京)
石曽根清晃(長 野 県)　待場　豊(大　阪)
鷲見　和人(岐 阜 県)